

チェックポイント① 住警器、ちゃんと設置してますか？

全ての住宅に設置する義務があります

住宅火災による死者数が、毎年1,000人を超えることを鑑み、平成16年の消防法改正により、全ての住宅を対象として住警器の設置が義務付けられました。

一戸建ての住宅、店舗や事務所などを併用する建物の住宅部分、マンションやアパートなどの共同住宅の住宅部分が対象となります（マンションやアパートなどに自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている場合は除きます）。



住警器を設置する場所

- ① 普段、寝室に使用している部屋の天井または壁に設置します（来客が時々就寝するような客間などは除く）。
- ② 寝室が2階以上にある場合は、階段の踊り場の天井または壁に設置します。
- ③ 台所＝設置の努力

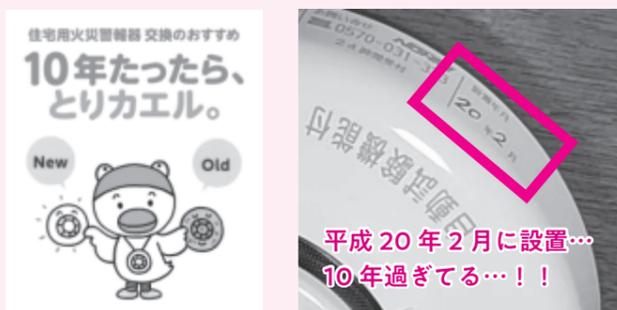


チェックポイント② 設置してから、10年以上経っていませんか？

設置年月の表示をチェック

住警器は設置後10年が経つと、センサーや電子回路などの部品の劣化などで火災を感知しなくなることがあります。

電池が切れていなくても、故障したままで火災が発生した場合、正常に作動せず、火災の発見が遅れ、大切な家族の命や財産を失う可能性があります。設置後10年を目安に、住警器の本体を交換しましょう。



チェックポイント③ 定期的にチェックしてますか？作動確認&お手入れ

月1回「押す」または「引っ張る」だけ

点検方法は、住警器本体の「押しボタン」を押す、または、本体から下がっているひもを引くことで音や音声がかかります。



年1回、汚れを拭き取りましょう

住警器の熱を感知する部分にホコリなどの汚れが付くと、煙や熱を感知しにくくなります。よく絞った布などで汚れを拭き取ってください（ベンジンやシンナーなどの有機溶剤の使用や、水洗いはしないでください）。



<< 点検やお掃除の方法は機種によって違うので、取扱説明書をご覧ください。 >>

特集 火災からあなたを守る 住警器

家の中で想像してみてください

もし、別の部屋の炎に気づかなかつたら…
寝ている間に火災が起きたら…



いつ起こるか分からない
住宅火災！

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町データ

平成30年中火災件数	51件
（うち建物火災件数）	32件
死者	3人

全国データ

平成29年中火災件数	約40,000件
（うち建物火災件数）	約21,000件
住宅火災による死者	889人*
（うち約7割は65歳以上の高齢者）	

*放火自殺者などを除く

問い合わせ先 消防本部予防課 ☎22-0332、FAX22-9427



住宅用火災警報器!!

煙や熱を感知し、ブザーや音声で知らせてくれます。



住警器とは

火災発生時の煙や熱を感知して、警報ブザーや音声などで知らせる機器です。「煙式（煙が出た段階で警報音が鳴るもの）」と「熱式（住警器の周囲が一定の温度に達すると警報音が鳴るもの）」がありますが、火災の発生をいち早く知るためには、煙式が有効です。



火災による死亡のリスクや損害額が減少！

消防庁の調査によると、住警器を設置している住宅と、設置していない住宅を比較したところ、設置している住宅では死者の発生件数が約4割減少し、火災による損害額はおおむね半分に減少しました。

住警器のおかげで助かった！

市内での事例を紹介

【事例①】やかんを空焚きして・・・

一人暮らしの高齢者が、やかんで沸したお茶を水筒に入れた後、火がついたままのコンロに、茶葉の残ったやかんを戻したため、やかんの空焚きとなり、住警器（煙式）が作動しました。家人が住警器の音に気づき、コンロの火を消して、やかんのみが焼け焦げただけで、火災には至りませんでした。

【事例②】コンロで鍋を火にかけてそのまま出かけて・・・

共同住宅の住民が、鍋をコンロにかけてそのまま仕事に出かけたため、住警器（煙式）が作動しました。上階の住民が住警器の音と白煙に気づき、119番通報したことで、発見・通報が早く、鍋のみ焼け焦げただけで、火災には至りませんでした。